

「土木工事施工管理基準」の改正新旧対照表

頁	改正前	改正後
1	<p>土木工事施工管理基準</p> <p>5 管理項目及び方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>① 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$など)を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p>	<p>土木工事施工管理基準</p> <p>5 管理項目及び方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p>
2	<p>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡以下のもの)</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡以下のもの)</p>	<p>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡以下のもの)</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの(施工面積が300㎡以下のもの)</p>

頁	改正前	改正後
426	<p>5) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。</p> <p>(1) A 法</p> <p>① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。</p> <p>② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号・記号等と同一のものを頭部にも記載し、2箇所番号・記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。</p> <p>③ 写真については、ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。</p> <p>(2) B 法</p> <p>① 供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版 (QC 版) の表を上にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。</p> <p>② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。</p>	<p>5) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。</p> <p>(1) A 法</p> <p>① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。</p> <p>② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号・記号等と同一のものを頭部にも記載し、2箇所番号・記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。</p> <p>③ 写真については、ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。</p> <p>(2) B 法</p> <p>① 供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体確認版等を型枠側部におき、コンクリートを打設すること。</p> <p>② 強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか確認すること。</p>